



福岡医発第2582号(地)
平成24年 2月 7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療法人（診療所）の現状と課題に関するアンケート調査結果について

平成22年6月8日付け福岡医発第563号(地)「医療法人（診療所）の現状と課題に関するアンケート調査について（依頼）」にて、医療法人をめぐる税制上の課題等を把握するため、日本医師会と厚生労働省の共同実施による「診療所を開設する医療法人」に対するアンケート調査を貴会役員にご協力をお願いいたしておりましたが、今般、日本医師会により別添のとおり調査報告書がとりまとめられ、別添のとおり送付してまいりましたのでお送りいたします。

記

○医療法人（診療所）の現状と課題に関するアンケート調査報告書

(参考)

・本調査と並行し、四病院団体協議会が実施した、病院を対象とした同様の調査、『医療法人の現状と課題に関するアンケート調査報告書』は、日本医療法人協会 HP (http://ajhc.or.jp/siryo/iryouhouzin_ank_20110401.pdf) に掲載されています。

・厚生労働省は、本調査及び上記の四病院団体協議会の調査を踏まえた委託研究を実施し、下記の資料を取りまとめ、厚生労働省 HP に掲載しています。

『出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究報告書』

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyau/igyaukeiei/dl/houkokusho_shusshi_01.pdf)

『出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル』

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyau/igyaukeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf)

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

医療法人(診療所)の現状と課題に関するアンケート調査結果について

本会の事業運営につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年6月2日付都道府県医師会長宛通知文「医療法人(診療所)の現状と課題に関するアンケート調査について(依頼)」(日医発第227号(年税14))にて、医療法人をめぐる税制上の課題等の把握のため、厚生労働省との共同実施による「診療所を開設する医療法人」に対するアンケートへのご協力をお願いしたところです。

その後、各都道府県医師会のご協力により、73.6%と極めて高い回収率となりましたことを心より感謝申し上げます。

つきましては、調査報告書(別添)をとりまとめましたので、下記の通りご送付ご報告申し上げますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後、税制要望等の検討に役立ててまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○ 医療法人(診療所)の現状と課題に関するアンケート調査報告書

(参考)

- ・本調査と並行し、四病院団体協議会が実施した、病院を対象とした同様の調査、『医療法人の現状と課題に関するアンケート調査報告書』は、日本医療法人協会HP

(http://ajhc.or.jp/siryo/iryouhouzin_ank_20110401.pdf) に掲載されています。

- ・厚生労働省は、本調査及び上記の四病院団体協議会の調査を踏まえた委託研究を実施し、下記の資料をとりまとめ、厚生労働省HPに掲載しています。

『出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究報告書』

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/dl/houkokusho_shusshi_01.pdf)

『出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル』

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf)

医療法人（診療所）の現状と課題に関する アンケート調査報告書

概 要.....p. 2

報告書.....p. 4

平成 2 4 年 1 月
日本医師会

医療法人（診療所）の現状と課題に関するアンケート調査 報告書概要

1 調査の概要

医療法人制度の実態についての現況を把握するため、診療所を開設する全国の医療法人1,000法人に対して一昨年6～7月に調査票を送付し、736法人から回答があった。回収率73.6%。なお、本調査は厚生労働省と共同で実施したものである。

2 医療法人病院の医療計画での位置づけ

11.5%の法人が4疾病5事業の医療提供施設として医療計画に記載。記載件数の多いものは、4疾病では 糖尿病（29件） 脳卒中（25件） がん（18件） 急性心筋梗塞（17件） 5事業では 救急医療（16件） 小児医療（12件）等となっている。

3 役員

役員数は1法人平均で4.5人、同族割合が3分の1以下の法人は全体の3.7%。

理事長が医師の法人は728法人（98.9%） 医師でない法人は1法人（0.1%）であった。

4 附帯業務

附帯業務を実施している医療法人は12.0%、実施していない医療法人は86.5%（637法人）

5 社員

平均社員数は4.8人。社員の同族割合は社団全体の平均では85.7%。なお、同族割合が90%を超える法人は全体の59.6%である。。

6 持分ある社団

（1）出資者

平均出資者数は3.0人、平均同族割合96.8%。

（2）持分の払戻請求

払戻請求を受けたことのある法人は1.6%、そのうち18.2%が借

入金等により支払対応をしたと回答している。

(3) 持分なしへの移行に対する考え

1) 移行を志向する法人と志向しない法人の比率

持分ある社団から持分なし社団に移行することについては、「意向あり」5.1%、「意向なし」91.8%。

2) 移行を志向する法人の移行理由,移行に当たっての課題,移行への支援

移行理由は 安定経営(94.4%) 非営利性の徹底(44.4%)等の回答が多く、移行に当たっての課題は 移行に伴う法人への贈与税課税(72.2%) 出資者が死亡した場合の相続税への対応(50.0%) 移行に必要な支援は 持分なしへの移行を条件に相続税を猶予・免除する税制優遇制度(80.6%) 諸規定の整備・手続等へのアドバイスを受けられる制度(27.8%)だった。

3) 移行を志向しない法人の移行しない理由,相続への対応,継続への支援

移行しない理由では 出資持分はオーナーシップの源泉であり、放棄できない(49.9%) 同族経営を維持したい(39.3%) 相続税を支払っても医療法人を子孫に承継させたい(38.6%)が多かった。

将来相続が発生した場合の対応としては 問題なく払戻しができる(53.8%) 払戻しのために借入金や資産の処分をせざるを得ない(33.8%) 持分ある社団として継続するのに必要な支援は 持分あり類型の永続的な存続の法的保障(77.0%) 中小企業の事業承継税制並みの相続税負担軽減(60.0%)——となっている。

7 持分のない社団

財産の帰属先について聞いたところ、 社団医療法人(持分なし)(84.0%) 地方公共団体(48.0%)——となっている(複数回答)。

医療法人（診療所）の現状と課題に関するアンケート調査 報告書

序文

医療法人制度については、第五次医療法改正により、医療法人制度の非営利性徹底の趣旨から、持分あり医療法人は新設が認められないこととなり、既存の持分あり医療法人は経過措置型医療法人として当分の間存続することとなった。

一方、持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する場合において課税が生じる場合があること、また中小企業株式に対して講じられている相続税等の納税猶予措置について、経過措置型医療法人がその適用対象外になってしまうなど、医療法人をめぐる税制上の課題がいくつか残されている。

日本医師会は、地域医療において重要な役割を果たしている医療法人の医療継続のため、上記課題の解決に向け、従前より税制改正要望の重点項目として取り上げてきた。

そこで、医療法人制度の実態についての現状と課題を把握し、今後の政策提言の基礎資料とするため、本調査を厚生労働省と共同で実施した。

なお、本調査報告書を作成するにあたり、四病院団体協議会「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査報告書」（平成 23 年 4 月）の解説等を参考にさせていただいた。

調査の実施概要

都道府県医師会宛に質問票を送付し、都道府県医師会が割当件数につき回答者を任意に抽出。回答を郵送で返送してもらう形のアンケート調査形式で実施した。実施時期は平成22(2010)年6～7月、調査票発送件数は全国の診療所を経営する医療法人1,000法人。回答法人数は736法人であった。

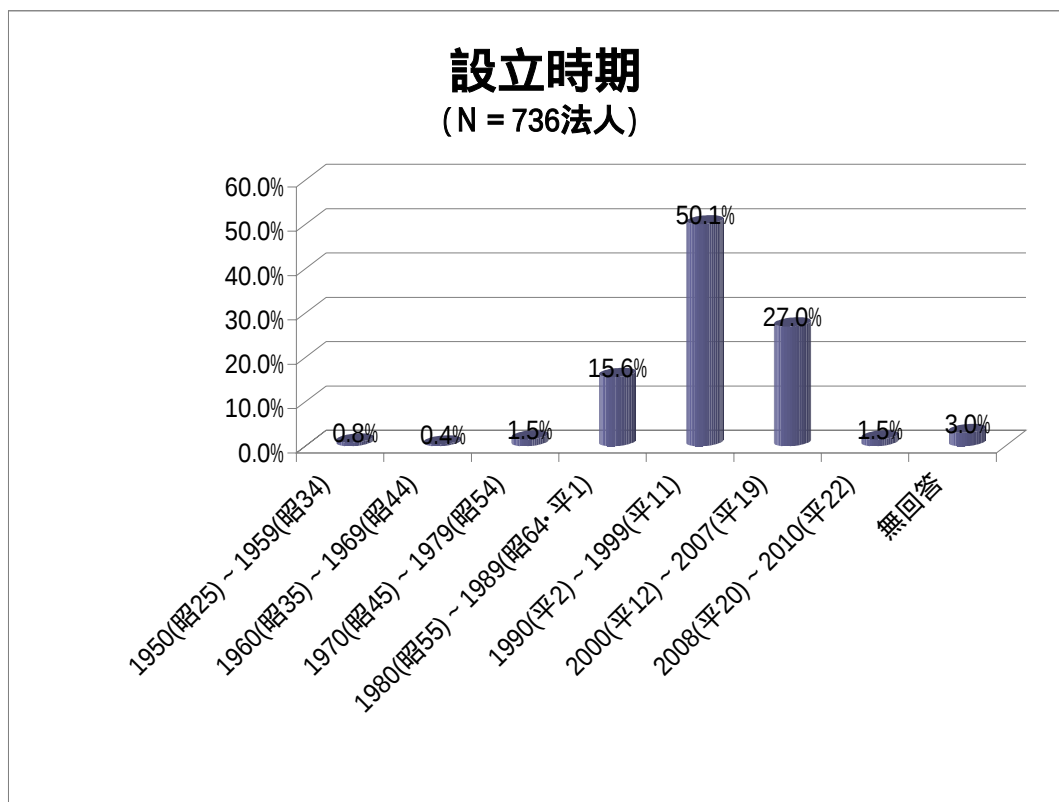
質問票がA3版3ページという分量の多いものであり、なおかつ医療法人制度の知識が必要な専門的な設問が多かったことを考慮すると、かなりの回答が寄せられたと推測する。ご協力いただいた都道府県医師会及び会員の先生方に、改めて感謝申し上げる次第である。

アンケート結果からみた医療法人（診療所）の現状と課題

1 （問 1） 設立時期と法人類型

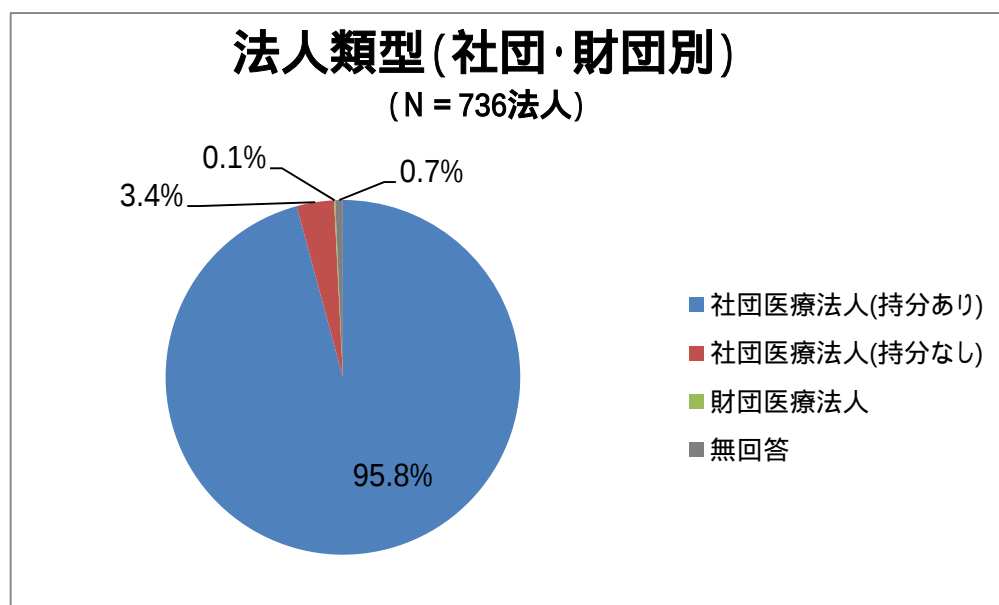
(1) 設立時期

設立時期は、平成 2 年以降が 78.6%と、一人医師医療法人の設立が可能となった昭和 60 年医療法改正以降のものが大半を占める。



(2) 法人類型(社団・財団別)

社団医療法人 持分あり が 95.8%と、経過措置型医療法人がほとんどを占める。



(3) 法人類型(その他の類型別)

「上記以外の医療法人」が 87.8% とほとんどを占める。

法人類型	法人数	比率
基金拠出型医療法人	12	1.6%
出資額限度法人	41	5.6%
上記以外の医療法人	646	87.8%
無回答	37	5.0%
合 計	736	100%

2 (問2) 規模、医療計画上の記載、差額ベッド

(1) 診療所数

保有診療所数

診療所数	法人数	比率
1 診療所	689	93.6%
2 診療所	27	3.7%
3 診療所	7	1.0%
4 診療所以上	5	0.7%
無回答	8	1.1%
合 計	736	100%

最多保有診療所数 7 診療所

(2) 病床数(有床診療所)

有床診療所を開設する法人数 166 (22.6%)

有床診療所の診療所数 168 ()
有床診療所を開設する 166 法人の中で有床診療所を 2 つ開設する法人が 2 法人。

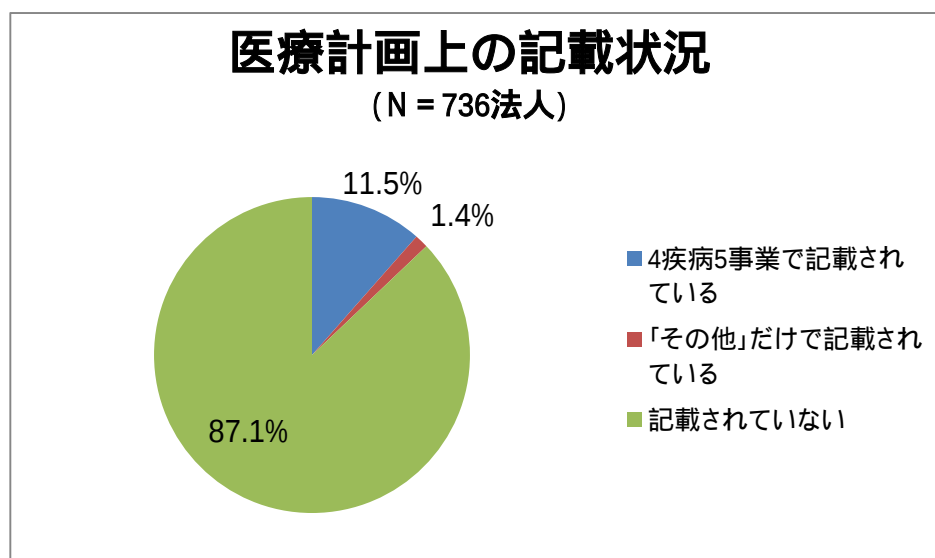
有床診療所の合計病床数 2,564 床

有床診療所を開設する法人の 1 法人あたり病床数 (/) 15.4 床

1 有床診療所あたり病床数 (/) 15.2 床

(3) 医療計画上の記載状況

贈与税非課税要件のひとつである、「4 疾病 5 事業で記載されている医療法人数」は 11.5%のみである(複数回答)。



4 疾病 5 事業で記載されている医療法人数 85(11.5%)

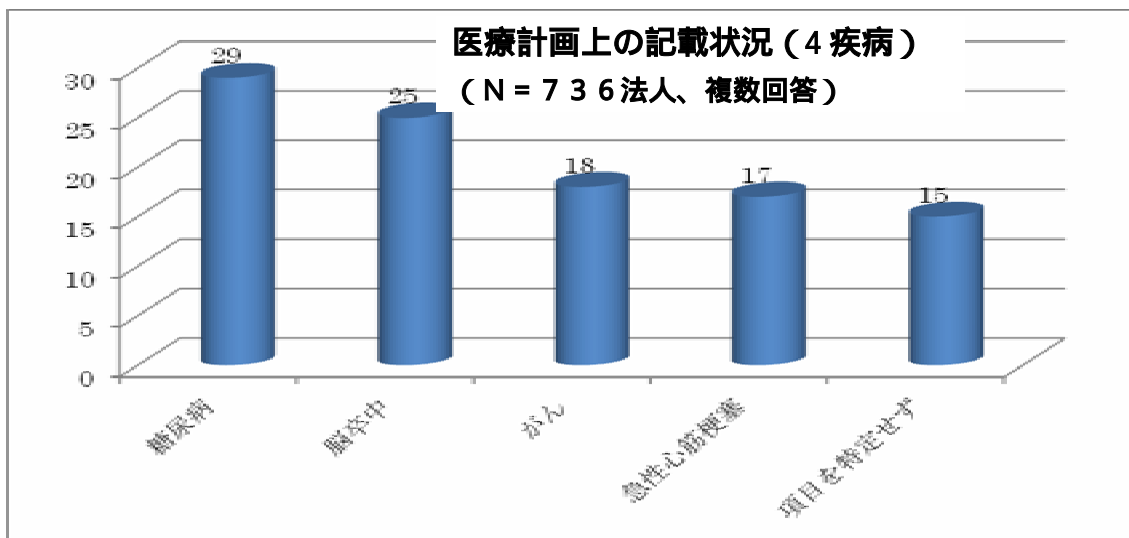
「その他」だけで記載されている医療法人数 10(1.4%)

合 計 95(12.9%)

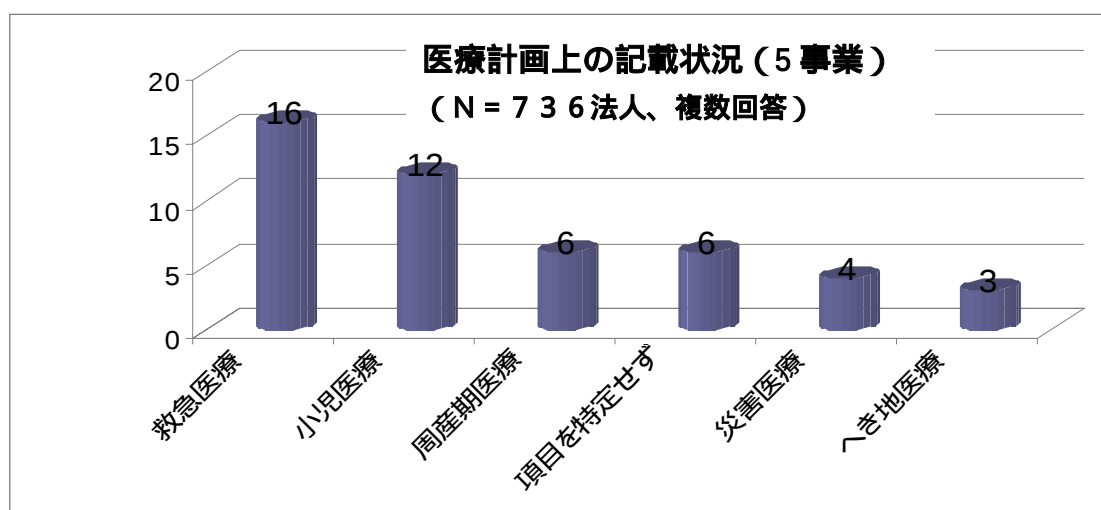
1 「その他」には、例えば、救急協力診療等がある。

2 「4 疾病 5 事業」と「その他」の重複回答はなかった。

記載が多い順に項目を挙げると、4 疾病では 糖尿病(29 件) 脳卒中(25 件) がん(18 件) 急性心筋梗塞(17 件) となっている。



一方、5 事業では 救急医療（16 件） 小児医療（12 件） 周産期医療（6 件）・項目を特定せず（6 件）となっている。



(4)有床診療所における差額ベッドの状況

有床診療所における平均差額ベッド割合
 （診療所が複数ある場合は差額ベッド割合の最も高い診療所） 27.1%

階層別分布

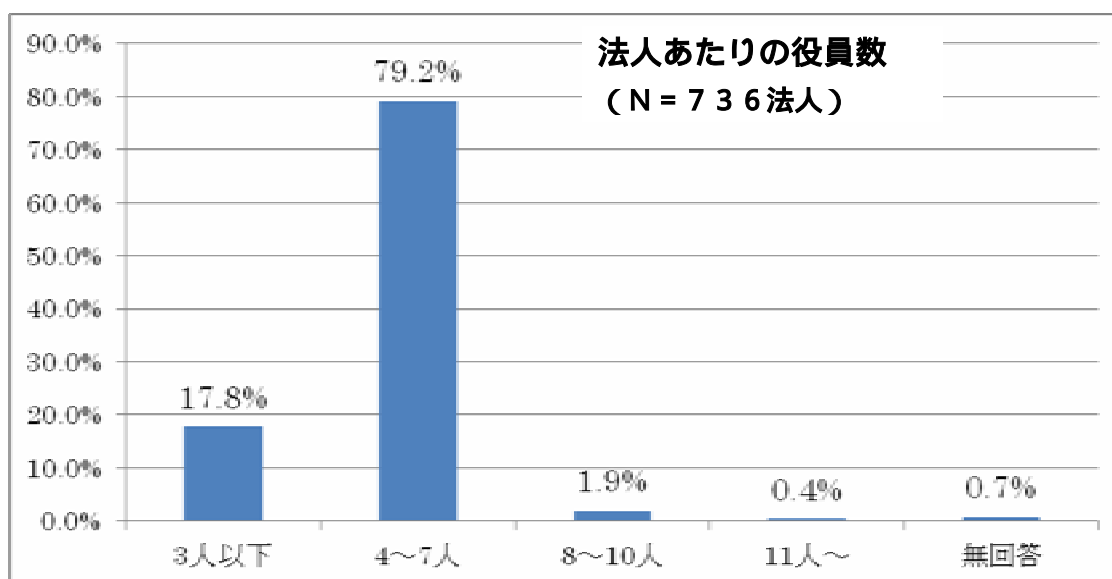
差額ベッド割合	有床診療所 を保有する 法人数	比 率
0%	36	21.7%
10%以下	4	2.4%
10%超～20%以下	18	10.8%
20%超～30%以下	20	12.0%
30%超～40%以下	21	12.7%
40%超～50%以下	23	13.9%
50%超～	14	8.4%
無回答	30	18.1%
合 計	166	100%

3 （問3）役員の状況

(1) 役員の人数と同族割合

医療法上、役員は理事3人以上、監事1人以上置かなければならないため、最低4人が原則である。ただし、例外的に理事は1～2人でもよいことがあり、この場合は最低2人ということになる。

調査結果で、役員の人数分布をみると、「4～7人」が79.2%、ついで「3人以下」が17.8%と、7人以下がほとんどを占める。



次に同族割合については、平均は 84.0%となっている。同族要件について、役員の同族 3 分の 1 以下であることが贈与税非課税の要件のひとつともなっている。この 3 分の 1 以下に該当する法人はわずか 3.7%である。調査対象が「診療所を開設する医療法人」とあるといっても、贈与税非課税の要件がいかに非現実的な要件かが伺える。

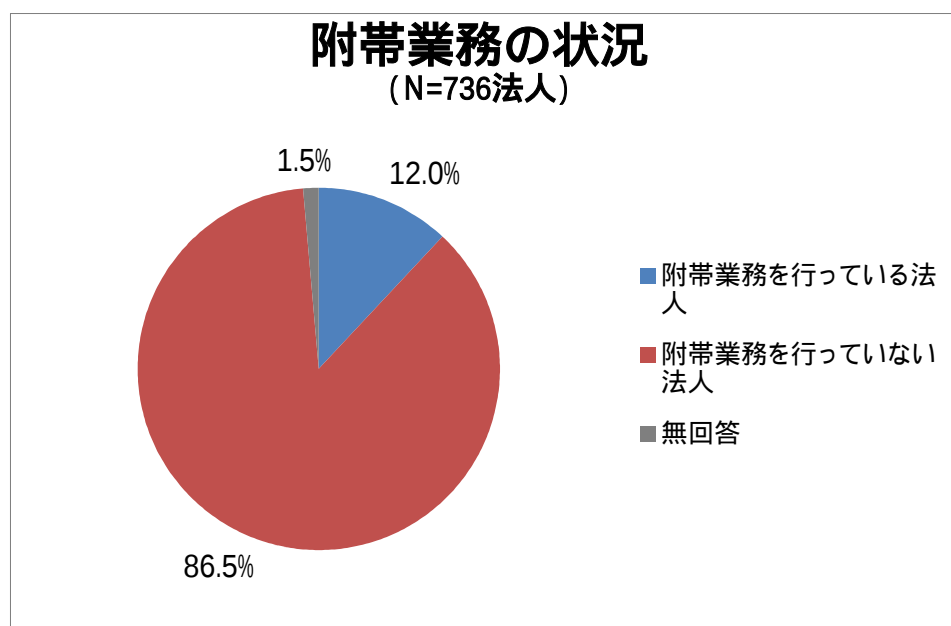
同族割合	比 率	
10%以下	1.2%	3 分の 1 以下 : 3.7%
10%超 25%以下	1.0%	
25%超 33.3%以下	1.5%	
33.3%超 50%以下	5.0%	3 分の 1 超 : 92.9%
50%超 66.7%以下	8.3%	
66.7%超 75%以下	15.5%	
75%超 90%以下	16.3%	
90%超	47.8%	
無回答	3.4%	
合計	100%	

(2) 理事長の属性

法人の理事長について、医師である法人が 728 法人 (98.9%)、医師以外である法人が 1 法人 (0.1%)、無回答が 11 法人 (1.0%) と、ほぼすべてが医師である。なお、医師でない理事長を選任できるのは、社会医療法人、特定医療法人その他一定の場合に限られる。

4 (問4) 附帯業務の状況

(1) 附帯業務の実施の有無

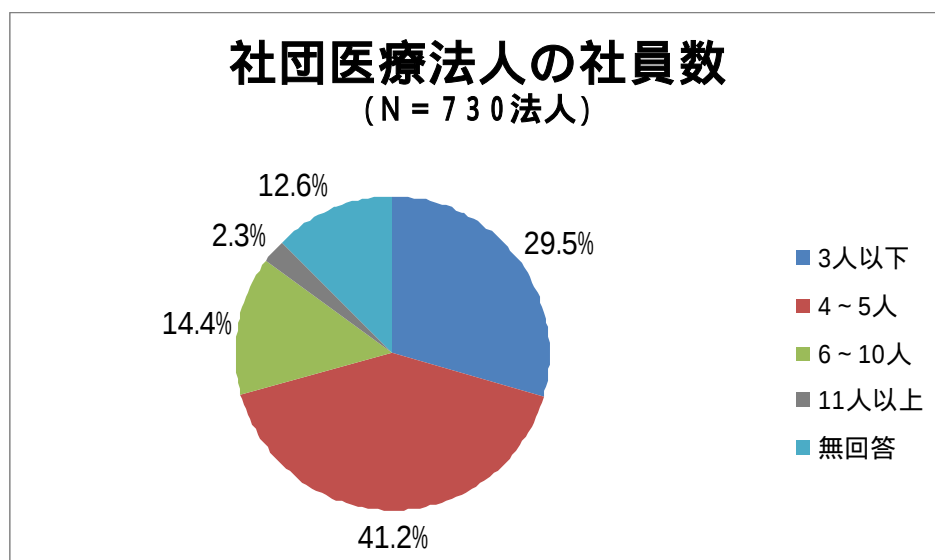


本来業務のほかに附帯業務を実施しているかどうかを聞いたところ、附帯業務を実施している医療法人は 12.0%(88 法人) 実施していない医療法人は 86.5%(637 法人) であった。

5 (問5) 社団医療法人の社員の状況

(1) 社員の人数

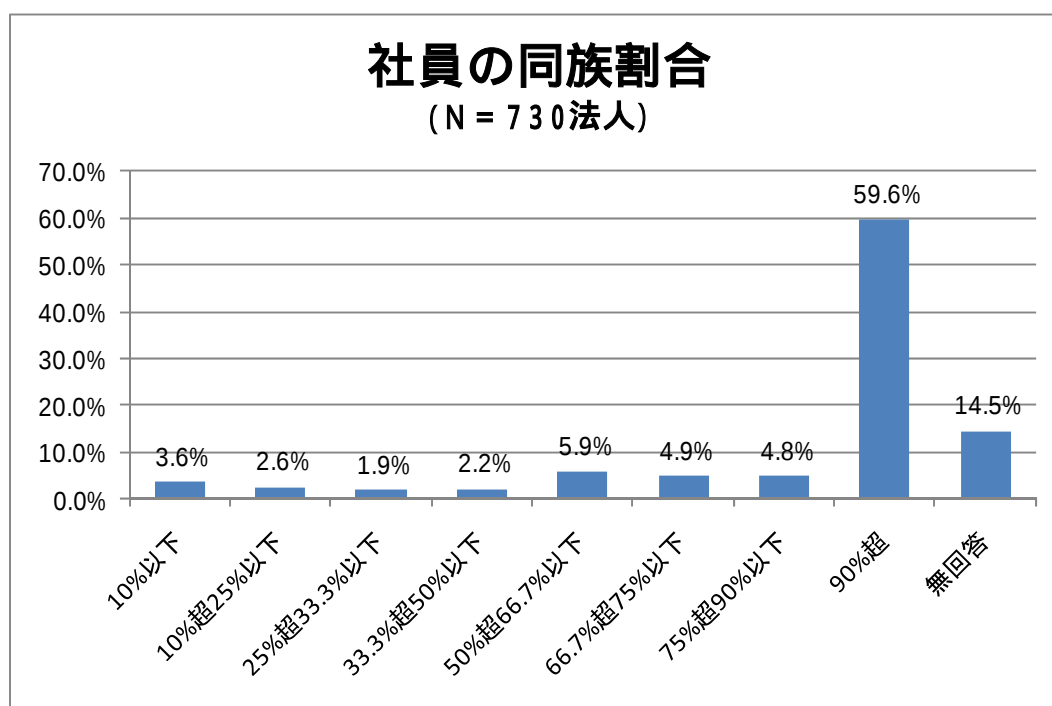
社団医療法人の基礎をなすのが社員である。社員数の階層別分布をみると、最も多いのが「4～5人」41.2%、次いで、「3人以下」29.5%、「6～10人」14.4%となっており、社員5人以下の法人で社団医療法人の全回答の70.7%を占めた。平均社員数は4.8人であった。



(2) 社員の同族割合

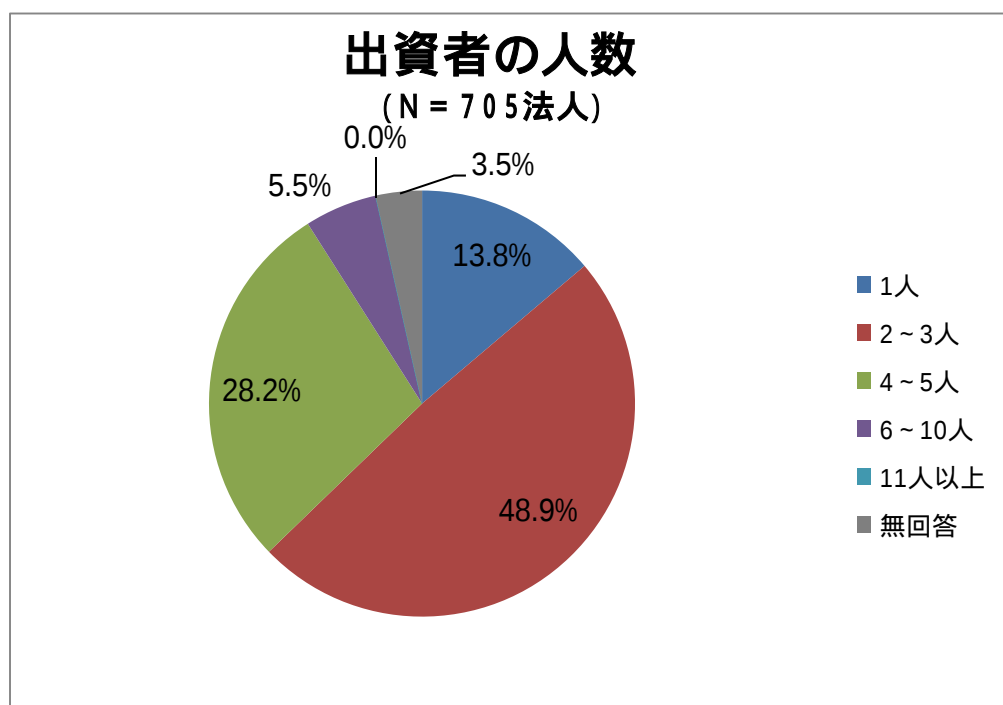
社員の同族割合は原則として制限がない。なお、例外的に社会医療法人には医療法本則で、特定医療法人は租税特別措置法施行令で、同族割合がそれぞれ3分の1以下であることが求められている。

社団医療法人の全回答を基に同族割合の階層別分布をみると「同族割合90%超」が59.6%と過半数を超え、同族割合50%超の各階層の合計は、75.2%に上る。平均同族割合は、85.7%。



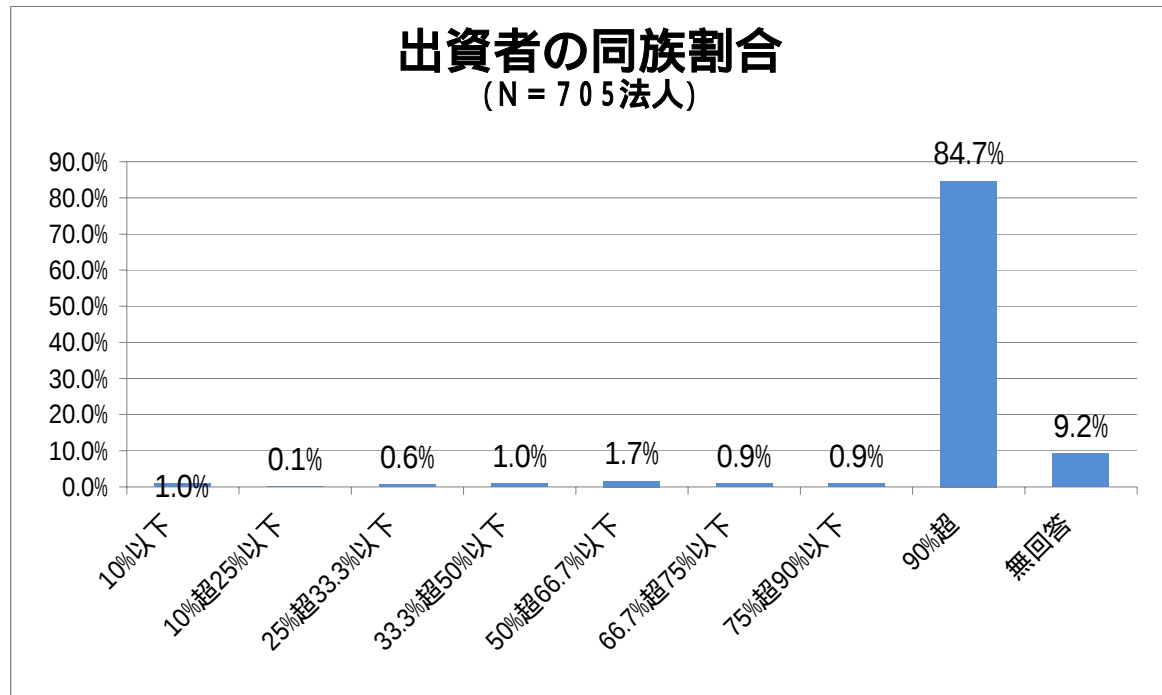
6 (問6) 社団医療法人(持分あり)の状況

(1)出資の状況
出資者の人数



出資者の階層分布をみると、最多は「2～3人」48.9%、次いで「4～5人」28.2%、「1人」13.8%と、出資者数5人以下の法人が持分ある社団の90.9%を占める。平均出資者数は、3.0人。なお、法人出資者のいる医療法人はなかった。

出資者の同族割合



出資者の同族割合をみると、同族割合「90%超」が84.7%と圧倒的に多く、平均同族割合も96.8%に達している。持ち分のある社団は、すなわち少数同族経営であるということが再確認された。

(2) 出資持分の払戻請求を受けたことの有無(複数回答)

		比率 (分母=705)
	払戻請求を受けた(相続税支払いのため)	0.4%
	払戻請求を受けた(その他の理由)	1.3%
払戻請求を受けたことのある法人		1.6%
払戻請求は受けたことがない		94.2%

() 「その他の理由」による払戻請求理由

- ・ 社員の退会、退職
- ・ 死亡退社
- ・ 理事退任のため
- ・ 法人業務縮小ため払戻しにより減資した

持分のある社団医療法人に避けられないのが、社員の退社時等における持分払戻請求であるが、「払戻請求を受けたことがある」と回答したのは、持分のある社団の１．６％に過ぎなかった。これは、出資者の同族割合が極めて高いことに加え、設立時期が平成２年以降の法人が大半を占めることからまだ相続を迎えていない法人が多いことによるものであると考えられる。

(3) 払戻請求への対応(複数回答)

	回答数	比率 (分母=11)
支払いが困難であったため、借入金等により対応した	2	18.2%
支払いが困難であったため、法人の資産(建物、土地等)の一部を処分して対応した	0	0.0%
支払いを分割で行う等により、問題なく支払いができた	5	45.5%
現在、請求者と協議中である	1	9.1%
その他()	3	27.3%

() 「その他」の対応方法

- ・ 少額のため支障なかった
- ・ 保険解約
- ・ 問題なく支払った

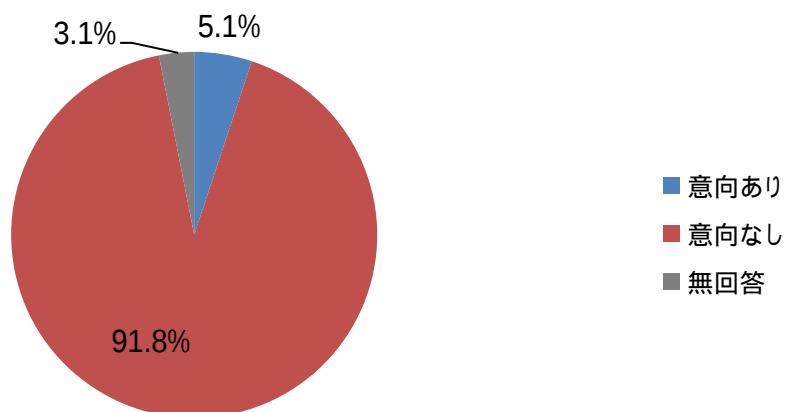
請求を受けた１１法人の対応をみると、「支払い困難であったため、借入金等により対応」が１８．２％がある一方で、「支払いを分割で行う等により、問題なく支払いができた」も４５．５％あった。

(4) 持分なし社団に移行する意向はあるか

持分のある社団にとって、払戻請求による支払い負担、さらには経営上のリスクを回避する有力な方法は、持分のない社団に移行することである。移行時に課税される可能性もあるなど、容易ではないが、現行制度上、そのような選択肢が用意されている。

持分なし社団へ移行する意向はあるか

(N = 705法人)



これを選択して、持分のない社団に移行する意向があるかどうかを持分のある社団に尋ねたところ、「意向あり」5.1%（36法人）に対し、「意向なし」91.8%（647法人）と、「意向なし」が「あり」を圧倒的に上回った。

(5)移行する意向のある法人

移行する理由(複数回答)

	回答数	比率 (分母=36)
出資者の相続の発生や社員の退社等による出資持分の払戻請求に左右されず、病院・診療所を安定して経営するため	34	94.4%
法人の非営利性を徹底し、地域社会の公器としての医療法人となるため	16	44.4%
社会医療法人や特定医療法人への移行により、法人税や固定資産税の税制優遇措置を受けるため	6	16.7%
法人の社会的信用の向上、職員の士気高揚、人材確保・後継者招へいに資するため	14	38.9%
その他	0	0.0%

上記(4)で、持分のない社団に移行する「意向あり」と回答した36法人に、移行する理由を聞いたところ(複数回答) 94.4%の法人が「払戻請求に左右されず、病院・診療所を安定して経営するため」と回答しており、払戻請求による経営上のリスクを回避する目的が基本にあることが伺える。

これに加えて、「法人の非営利性を徹底し、地域社会の公器としての医療法人となるため」44.4%、「法人の社会的信用の向上、職員の士気高揚、人材確保・後継者招へいに資するため」38.9%、「税制優遇措置を受けるため」16.7%と続き、医療法人の公共性を高めるという理念的な理由と、実利的なメリットの追求と、両面あることがわかる。

移行にあたっての課題(複数回答)

	回答数	比率 (分母=36)
出資者の出資持分の放棄の説得が困難である	6	16.7%
出資者の死亡により相続税が発生した場合の対応が困難である	18	50.0%
退社社員への出資持分の払戻額が多額となる	6	16.7%
社団医療法人(持分なし)への移行に伴い、法人に贈与税が課税される	26	72.2%
社会医療法人、特定医療法人、贈与税非課税の要件を満たすことが困難である	4	11.1%
諸規定の整備・手続が煩雑である	9	25.0%
特段の課題はない	2	5.6%
その他()	3	8.3%

() 「その他」の課題

- ・問題点をよく把握、理解していない
- ・同族要件の充足、交際費課税問題
- ・具体的にはまだ検討していない

持分のない社団に移行する意向のある法人が抱える課題として、まず「出資者の死亡により相続税が発生した場合の対応が困難である」(50.0%)という状況が存在する。その上で、移行するにあたっての課題としては、「社団医療法人(持分なし)への移行に伴い、法人に贈与税が課税される」(72.2%)、「社会医療法人、特定医療法人、贈与税非課税の要件を満たすことが困難である」(11.1%)といった税制上のハードルの高さを挙げる回答が圧倒的に多い。次いで、「諸規定の整備・手続きが煩雑である」(25.0%)。「出資者の出資持分の放棄の説得が困難である」(16.7%)と、移行に反対する出資者への払い戻しを想定した「退社社員への出資持分の払戻額が多額となる」(16.7%)は表裏一体の問題であり、この両者いずれかに該当する法人は27.8%(回答数10)に上った。

移行に必要な支援制度(複数回答)

	回答	比率(分母=36)
移行のための協議、会議等の準備に要する経費への助成制度	5	13.9%
出資者の相続税について、一定期間納税を猶予し、その間に持分なし医療法人へ移行した場合に納税を免除する税制優遇制度	29	80.6%
移行の際の退社社員への出資持分や退職金の支払い、贈与税課税に対応するための融資制度	5	13.9%
諸規定の整備・手続等へのアドバイスを受けられる制度	10	27.8%
その他()	2	5.6%

() その他

- ・役員が同族であっても持分を放棄するので非課税であるべきであってほしい。
- ・二重課税の廃止。

移行にあたっての課題を解決するために、どのような支援が必要かとの問い(複数回答)には、「出資者の相続税について、一定期間納税を猶予し、その間に持分なし医療法人へ移行した場合に納税を免除する税制優遇制度」(80.6%)

と税制上の手当てを求める声が強く、次いで「諸規定の整備・手続等へのアドバイスを受けられる制度」(27.8%)、「移行のための協議、会議等の準備に要する経費への助成制度」(13.9%)、「移行の際の退社社員への出資持分や退職金の支払い、贈与税課税に対応するための融資制度」(13.9%)などが挙げられた。

(6)移行する意向のない法人

移行しない理由(複数回答)

	回答数	比率(分母=647)
相続税を支払っても、医療法人を子孫に承継させたいため	250	38.6%
すでに相続により事業承継を済ませたため	30	4.6%
出資持分はオーナーシップの源泉であり、放棄できないため	323	49.9%
同族経営を維持したいため	254	39.3%
社団医療法人(持分なし)への移行はハードルが高すぎるため	84	13.0%
その他	42	6.5%

上記(4)で持分のない社団に移行する「意向なし」と回答した647法人に、移行しない理由について聞いた結果(複数回答)は、「出資持分はオーナーシップの源泉であり、放棄できないため」(49.9%)、「同族経営を維持したいため」(39.3%)、「相続税を支払っても、医療法人を子孫に承継させたいため」(38.6%)と、同族経営の継続と出資持ち分の確保を志向する回答が多数を占めた。このことは、非営利性の徹底という医療法人制度改革の理念が、必ずしも医療法人全体に共有されていないことを示すものといえる。

その他に、「社団医療法人(持分なし)への移行はハードルが高すぎるため」(13.0%)は、移行を志向する法人に近い存在でもあり、課税問題や同族制限という課題さえクリアできれば、移行する可能性があることを示唆している。

「すでに相続により事業承継を済ませたため」(4.6%)は、持分に移行するなら、支払った相続税は完全に無駄な支出になってしまう以上、この理由は当然とも思えるが、他方、将来的には二次、三次の相続という問題が残る。

将来、相続が発生した時の対応

	回答数	比率(分母=647)
出資持分の払戻請求をされた場合は、払戻しのために、借入金や資産の処分をせざるを得ない	219	33.8%
出資持分の払戻請求をされた場合でも、問題なく払戻しができる	348	53.8%
その他	43	6.6%

将来、相続が発生した時の対応としては、「出資持分の払戻請求をされた場合でも、問題なく払戻しができる」(53.8%)、「出資持分の払戻請求をされた場合は、払戻しのために、借入金や資産の処分をせざるを得ない」(33.8%)となり、後者については経営に影響が及ぶことが懸念される。

持分ある社団の継続に必要な支援(複数回答)

	回答数	比率(分母=647)
社団医療法人(持分あり)類型を「経過措置型医療法人」と呼んでいる厚生労働省通知での名称の変更	138	21.3%
社団医療法人(持分あり)類型の永続的な存続の法的保証	498	77.0%
中小企業の事業承継税制(自社株式に係る相続税の80%納税猶予)並みの税負担軽減	388	60.0%
相続税評価が払込出資額に限定される出資額限度法人(社員・役員の同族規制あり、出資の同族規制なし)の法制化と、その類型への非課税での移行措置の創設	175	27.0%
その他	10	1.5%

持分ある社団の継続に必要な支援としては、「社団医療法人(持分あり)類型の永続的な存続の法的保証」(77.0%)が最も多く、医療法上、経過措置の規定のみで存続している現状に不安を感じている医療法人がいかに多いかを示している。「社団医療法人(持分あり)類型を「経過措置型医療法人」と呼んでいる厚生労働省通知での名称の変更」(21.3%)もこれと同様である。

この他、「中小企業の事業承継税制(自社株式に係る相続税の80%納税猶予)並みの税負担軽減」(60.0%)、「相続税評価が払込出資額に限定される出資額限度法人(社員・役員の同族規制あり、出資の同族規制なし)の法制化と、その類型への非課税での移行措置の創設」(27.0%)が挙げられた。

(7)相続税の納税猶予制度創設について

	回答数	比率(分母=705)
「持分なし医療法人」への移行を考えているが、このような税制優遇制度ができれば安心して移行ができる	39	5.5%
このような税制優遇制度ができるのなら、「持分なし医療法人」への移行について具体的な検討にはいりたい	51	7.2%
このような税制優遇制度ができるのなら、具体的な移行時期は不明だが、将来的には「持分なし医療法人」への移行を検討してみたい	253	35.9%
このような税制優遇制度ができて、「持分なし医療法人」への移行について考えるつもりはない	319	45.2%
その他	21	3.0%

日医と厚労省は、平成22、23年度税制改正要望において、医療法人に係る相続税の納税猶予制度の創設を求めている。そこで、仮にこのような制度が創設された場合、このような税制優遇制度ができるのなら、具体的な移行時期は不明だが、将来的には「持分なし医療法人」への移行を検討してみたい」35.9%、「このような税制優遇制度ができるのなら、「持分なし医療法人」への移行について具体的な検討にはいりたい」(7.2%)、「「持分なし医療法人」への移行を考えているが、このような税制優遇制度ができれば安心して移行ができる」(5.5%)と、期待を寄せる回答が5割弱あった。

他方で、「このような税制優遇制度ができて、「持分なし医療法人」への移行について考えるつもりはない」も45.2%と、「持分なし医療法人」への移行を前提とする措置を必要としないとする回答も拮抗している。

7 (問7) 社団医療法人(持分なし)の状況

(1) 残余財産の帰属先(複数回答)

財産の帰属先	回答数	比率(分母=25)
国	11	44.0%
地方公共団体	12	48.0%
公的医療機関の開設者	11	44.0%
医師会	10	40.0%
財団医療法人	10	40.0%
社団医療法人(持分なし)	21	84.0%

(2) 持分のある社団から持分のない社団に移行した法人

該当した法人は1件のみであった。同族割合は100%で、移行に要した期間は3カ月、移行した理由は「出資者の相続の発生や社員の退社等による出資持分の払戻請求に左右されず、病院・診療所を安定して経営するため」及び「法人の非営利性を徹底し、地域社会の公器としての医療法人となるため」、移行にあたっての課題は「諸規定の整備・手続き」、移行にあたって必要な支援制度は「移行のための協議、会議等の準備に要する経費への助成制度」及び「諸規定の整備・手続等へのアドバイスを受けられる制度」であった。

8 (問9) 出資持分に係る相続税により医業継続に支障が生じた経験等

出資持分に係る相続税により医業継続に支障が生じた経験または身近な事例について自由記入形式で尋ねた。主な回答は以下のとおり。

- ・ 具体的な例はないが、出資金に対する相続税負担に不安を感じている医師が多い。
- ・ 相続しても市場性が全くないのに相続税の負担だけが増えるというのは事業承継上、大変問題がある。中小企業の事業承継税制(自社株式に係わる相続税の80%納税猶予)と同じ扱いを特に望みます。
- ・ 理事長の身体が心配。子ども達を医師や薬剤師にするまでの学費が大変である。
- ・ この要望が認められた場合、3年以内に持分なし医療法人に移行しないとどうなるのか不安。
- ・ 移行するのが最良であれば、日医で細かく指導をして欲しい。
- ・ 医療法人は、剰余金の配当ができない以外は、税制的には一般法人と同様である。もちろん事業税についての特例もあるが、医療法人全体としては内部留保は多額に及ぶもの

と予想できる。結果、一口当りの出資持分もふくみ部分が大で事業継承時の問題は残る。よって現在日医において要望される案件については是非実現される事を願う。

- ・引退された前理事長の功績によって、複数の病院を擁する規模の大きな医療法人となり、医療経営は成功したが、これに伴い出資金の評価が相当の金額となった。前理事長は高齢であり、相続が発生すると多額の相続税負担を余儀なくされる例がある。資産の多くが病院敷地と建物と医療用の機器であり、預貯金は通常の法人経営に必要な額しかなく、工面して退職金を支払うとしても、どのように納税をするか、困難な状況に遭遇している。事業承継税制の適用が望まれるところである。
- ・まだ本法人では相続の経験はない。
- ・出資限度額持分ありで設立した法人については、持分なしの制度は絶対反対である。
- ・社会や人類にとって必要な医療である。このために医療継承がスムーズに負担なく行なわれる税制が必要。
- ・相続税問題が発生する医療法人はありますが具体的に発生し、支障が出た事例はまだありません。
- ・可能な限り、続けてもらいたい。
- ・剰余金が著増している法人においては相続に問題が発生することになるだろうということで常に医療内容やレベル維持、向上を指向した医療経営を実行する計画。
- ・現行の医療法人出資額の評価方法（評価通達）に問題があります。即ち医療法人の業務が極めて特殊性の高い分野であり、出資額評価上、この特殊性が考慮されていません。出資額は時価で評価すべきですが、時価とは一般市場で成立するであろう換金可能なものでなければなりません。
- ・剰余金が出資額の数十倍に成り、相続時には、多額の税を納める必要が出て来ている。実質的に資産性の無い出資額について、画一的な評価方法による課税では、医療法人の運営・存続が困難となる可能性があるため、是非、医療承継税制の確定を望みたい。
- ・老健施設を運営している医療法人について、当初の設備投資が、借入金で行われ、その返済は、経営利益の中から出ております。この医療法人の純資産額が借入金返済分以上積み上がってしまい、出資持ち分の贈与も譲渡も出来ない状態で推移しております。